

桂川町

第3期障がい者計画



～互いに理解し 支え合い とともに生きる 誰もが健幸なまち～



令和6年3月

桂 川 町

はじめに

桂川町では、平成 29 年 3 月に「桂川町第 2 期障がい者計画」を策定し、「互いに理解し 支え合い とともに生きる」という基本理念のもと、障がいのある人もない人も共に支えあいながら、地域で安心して生活できる社会の実現をめざし、権利擁護の推進や生活の支援、社会参加の機会の充実等の施策を推進してまいりました。



「桂川町第 2 期障がい者計画」策定から 7 年が経過する中、令和 3 年に「障害者差別解消法」の改正、令和 4 年には、障がいや難病を抱えていても安心して暮らせる、地域共生社会を構築するため、「障害者総合支援法」が改正されました。これに合わせて、関連する法律（「障害者雇用促進法」「精神保健福祉法」「難病法」「児童福祉法」）も改正されるなど、障がい者、障がい児にかかわる重要な法整備がなされ、障がい福祉制度は大きく変化しています。

こうした障がいのある方を取り巻く環境の変化や、地域の課題、ニーズに対応していくため、新たに「桂川町第 3 期障がい者計画」を策定しました。「認め合い、権利を守るまちづくり」「ともに支え合うまちづくり」「安心して生活できるまちづくり」「ともに社会参加できるまちづくり」の 4 つの基本目標のもと、障がいのある人もそうでない人もみんながお互いのことを理解し、互いに支え合うことで幸せに暮らすことのできる地域共生社会を推進させる施策に取り組んでまいりたいと考えております。引き続き町民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町障害者施策推進協議会」の皆様をはじめ、ご意見等をいただきました関係機関や町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

桂川町長 井上 利一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制と方法	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
第1節 人口・世帯の状況	8
1 人口構成の状況	8
2 世帯構成の状況	9
第2節 障がい者手帳所持者などの状況	10
1 障がい者手帳所持者の状況	10
2 身体障がいのある人の状況	11
3 知的障がいのある人の状況	12
4 精神障がいのある人の状況	13
5 難病患者の状況	14
第3節 調査からみえてくる現状と課題	15
1 調査の概要	15
2 調査結果	15
第3章 計画の基本的な考え方	17
第1節 基本理念	18
第2節 基本目標	18
第3節 施策の体系	19
第4章 取り組んでいく施策	21
第1節 認め合い、権利を守るまちづくり	22
1 障がいへの理解と差別解消の推進	22
2 権利擁護の推進及び虐待の防止	23

第2節	ともに支え合うまちづくり	24
1	情報伝達及び意思疎通支援の充実	24
2	保健・医療の充実	25
3	生活支援・福祉サービスの充実	28
第3節	安心して生活できるまちづくり	30
1	生活環境の整備	30
2	防災、防犯等の推進	32
第4節	ともに社会参加できるまちづくり	33
1	療育と教育の充実	33
2	雇用と就労の充実	35
3	文化芸術活動・スポーツ等の参加促進	37
第5章	計画の推進のために	39
第1節	市内ならびに関係機関との連携強化	40
第2節	国や県、近隣市町との連携強化	40
第3節	さまざまな組織・団体との協働体制強化	40
第4節	広報・啓発活動の推進	40
資料編		41
1	桂川町障害者施策推進協議会規則	42
2	協議会委員名簿	44
3	計画策定の経緯	44
4	用語解説	45

第 1 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

桂川町では、「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画として、平成29年に「桂川町第2期障がい者計画」（平成29年度～令和5年度）を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域とのつながりやふれあいのなかで、地域社会の一員として、自分らしい生活を送ることのできる社会の実現をめざして、障がい者施策を推進してきました。

国においては、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人の自己実現の支援とともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策を推進しています。また、令和4年に「改正障害者総合支援法」が閣議決定され、令和5年には「改正障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が告示されるなど、法令面等の整備により障がい者施策の充実を図っています。

このような国の障がい者施策の動向や、本町の障がいのある人の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がいのある人の福祉の向上に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、「桂川町第3期障がい者計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

【国の動向】（平成25年以降）

年	主な制度・法律	主な内容
平成25年	障害者総合支援法の施行 （障害者自立支援法の改正）	・ 共生社会実現等の基本理念の制定 ・ 障がい者の範囲見直し（難病等を追加）
	障害者優先調達法施行	・ 国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務づけ
平成26年	障害者権利条約の批准	・ 障がいのある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	・ 医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成28年	障害者差別解消法の施行	・ 障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成30年4月施行	・ 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・ 法定雇用率の算定基礎に精神に障がいのある人を追加
	成年後見制度利用促進法の施行	・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・ 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	【改正】発達障害者支援法の施行	・ 発達障害者支援地域協議会の設置 ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成30年	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・ 障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・ 障がいのある人の文化芸術活動を推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 計画策定が努力義務化（地方公共団体）
令和元年	【改正】障害者雇用促進法	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
令和2年	【改正】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進 ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和3年	【改正】障害者差別解消法 ※一部令和6年4月施行	・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
令和4年	【改正】難病法	・ 難病患者に対する適正な医療の充実及び療養生活支援の強化
令和5年	【改正】障害者総合支援法	・ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
	【改正】精神保健福祉法	・ 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
	【改正】障害者雇用促進法	・ 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
	【改正】児童福祉法	・ 小児慢性特定疾病児童に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

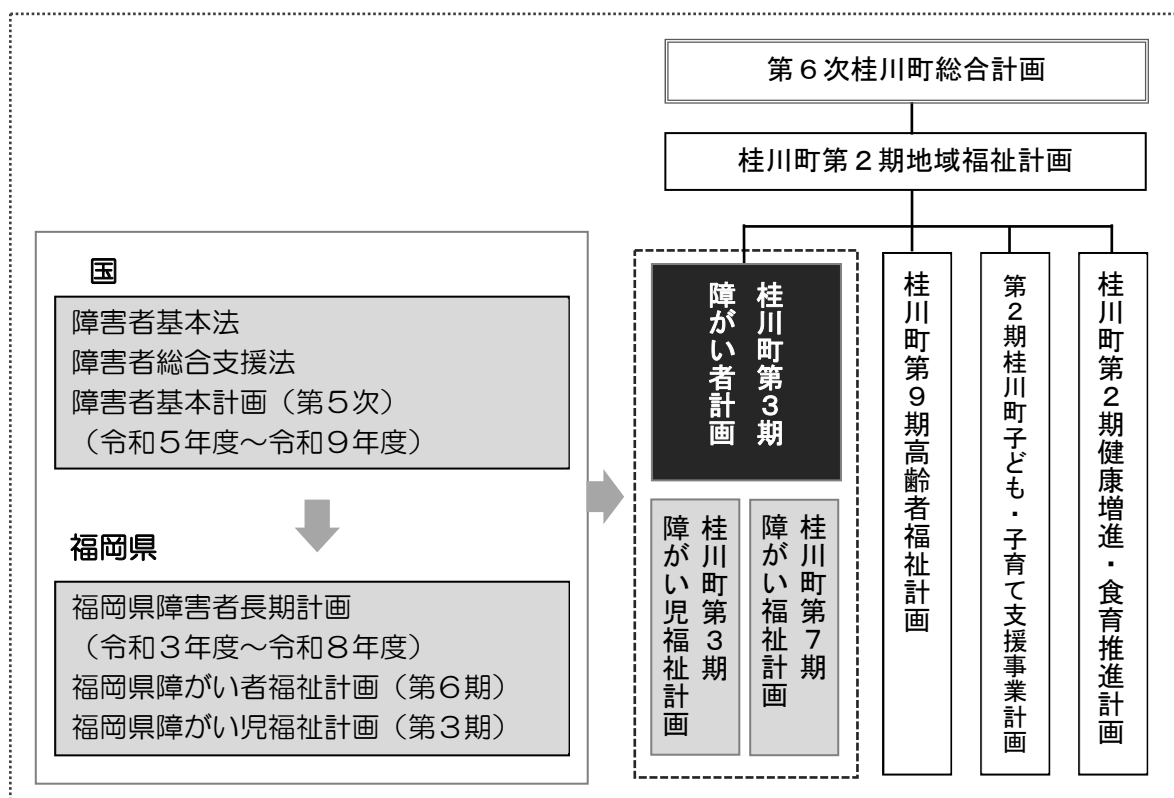
第2節 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」や「福岡県障害者長期計画（第3期）」、また、桂川町における上位計画である「第6次桂川町総合計画」との整合を図りつつ、「桂川町障がい福祉計画」や「桂川町地域福祉計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「桂川町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づくもので、障がい福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、桂川町における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

■上位・関連計画等との関係



第 3 節

計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。ただし、計画期間内であっても、関連する計画等との整合や社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 計画期間

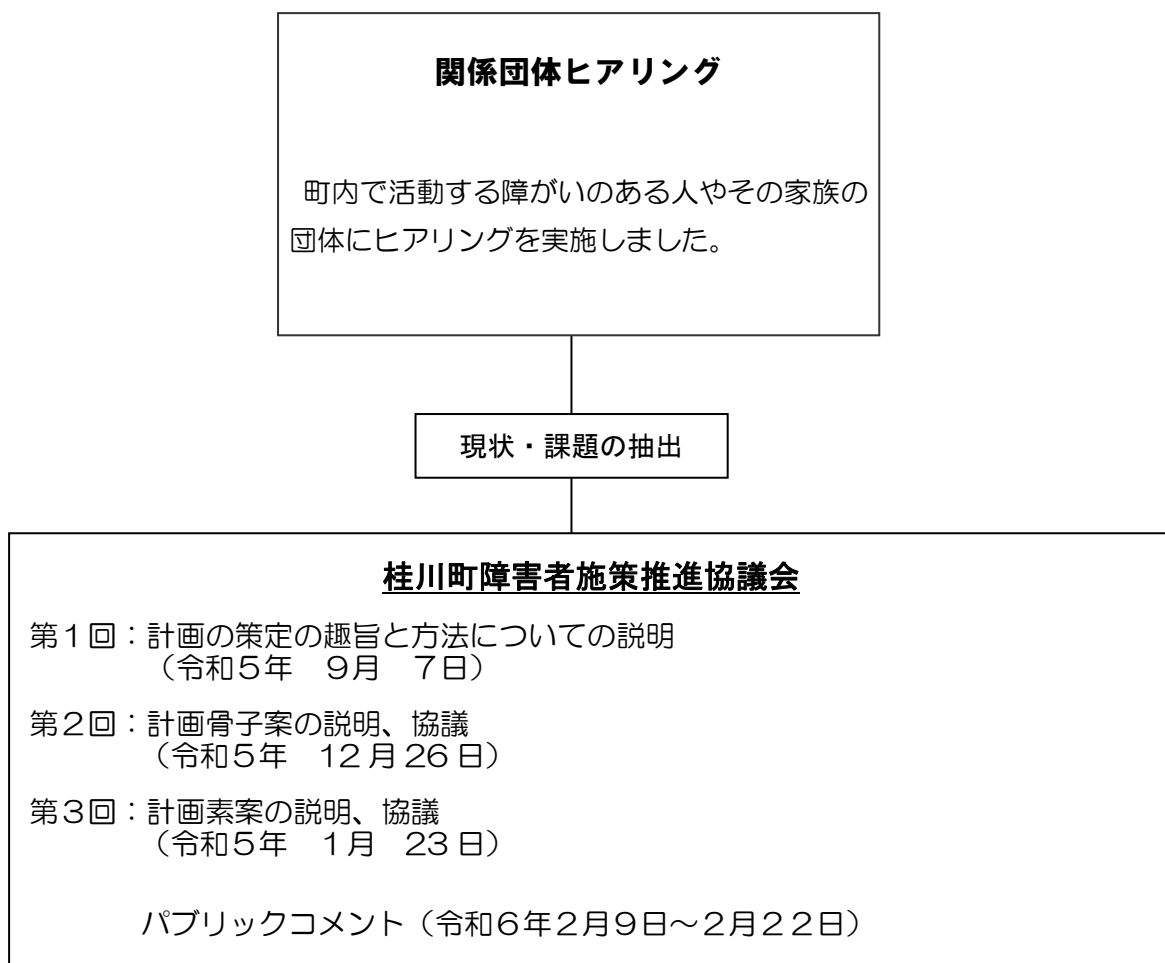
計画名称	年度	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031	令和 14 2032
桂川町総合計画		第 6 次前期		第 6 次後期基本計画						
桂川町地域福祉計画		第 2 期			第 3 期					
桂川町障がい者計画		第 3 期						第 4 期		
桂川町障がい福祉計画		第 7 期			第 8 期			第 9 期		
桂川町障がい児福祉計画		第 3 期			第 4 期			第 5 期		
桂川町高齢者福祉計画		第 9 期			第 10 期			第 11 期		
桂川町子ども・子育て 支援事業計画		第 2 期	第 3 期					第 4 期		

■ 参考 障害者基本計画（第 5 次）の基本原則・障がい者施策の分野

基本原則
●地域社会における共生 ●差別の禁止 ●国際的協調
障がい者施策の分野
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意志決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

第4節

計画の策定体制と方法



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

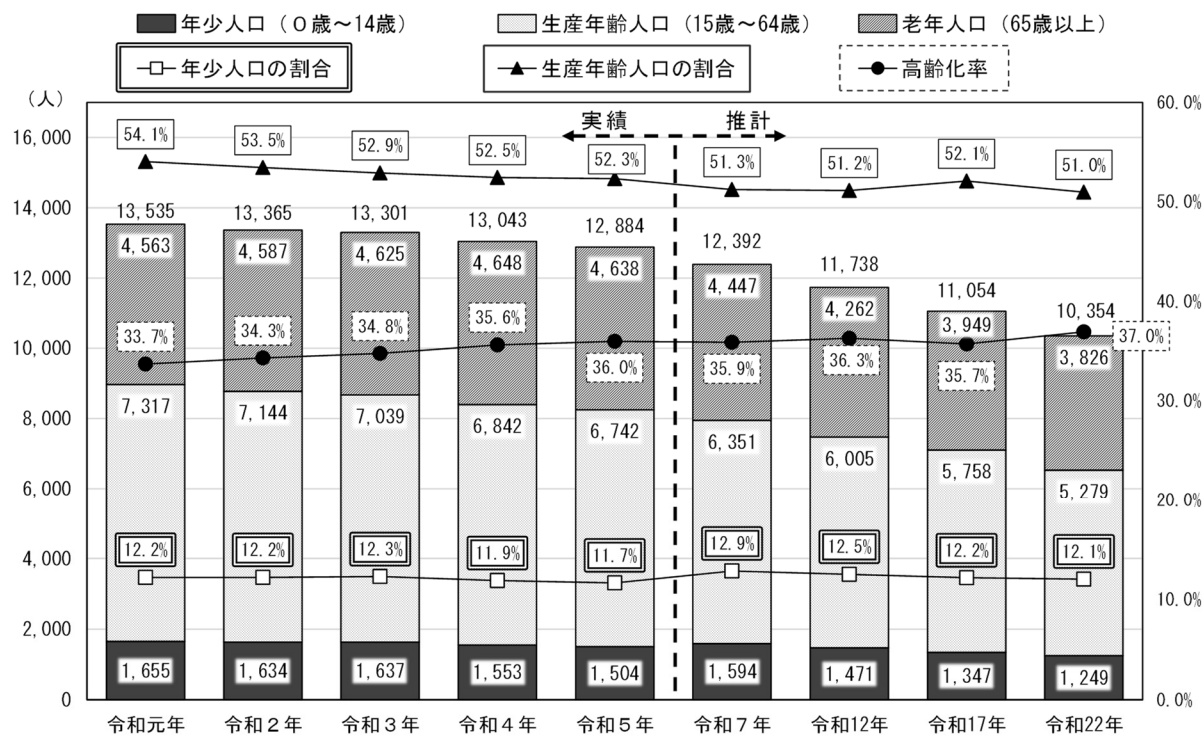
1 人口構成の状況

桂川町の総人口は、一貫して減少傾向にあり、令和元年の13,535人から令和5年の12,884人となり、4年間で651人減少しています。

年齢3区分でみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くなか、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

また、年少人口と生産年齢人口の割合をみると、令和元年から令和5年にかけて減少している一方、高齢化率は増加しています。

＜ 総人口・年齢3区分別人口の推移 ＞



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	13,535	13,365	13,301	13,043	12,884	12,392	11,738	11,054	10,354
構成比 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口 (0歳～14歳)	1,655	1,634	1,637	1,553	1,504	1,594	1,471	1,347	1,249
構成比 (%)	12.2%	12.2%	12.3%	11.9%	11.7%	12.9%	12.5%	12.2%	12.1%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	7,317	7,144	7,039	6,842	6,742	6,351	6,005	5,758	5,279
構成比 (%)	54.1%	53.5%	52.9%	52.5%	52.3%	51.3%	51.2%	52.1%	51.0%
老年人口 (65歳以上)	4,563	4,587	4,625	4,648	4,638	4,447	4,262	3,949	3,826
構成比 (%)	33.7%	34.3%	34.8%	35.6%	36.0%	35.9%	36.3%	35.7%	37.0%

資料：住民基本台帳（各年9月末）
※令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値

2 世帯構成の状況

桂川町の世帯構成の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、平成2年から令和2年の30年間で589世帯増加しています。

内訳をみると、核家族世帯（夫婦とその未婚の子、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯に占める割合は平成2年の63.4%から令和2年で60.1%まで減少しています。核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合をみると、平成2年の8.3%から令和2年の15.2%に増加しています。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の756世帯が令和2年では1,455世帯となっており、30年間で699世帯増加しています。そのうち、高齢者のひとり暮らし世帯が535世帯の増加で、高齢者のひとり暮らし世帯の急増が単独世帯の増加の大きな要因といえます。また、単独世帯に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合が、平成2年の7.3%から令和2年では16.9%と増加しています。

高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が急速に進行している様子がうかがえます。

< 世帯構成の推移 >

単位：世帯

	一般世帯 総数	核家族 世帯数	高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	高齢者 ひとり暮らし
平成2年	4,522	2,866	376	756	328
	100.0%	63.4%	8.3%	16.7%	7.3%
		100.0%	13.1%	100.0%	43.4%
平成7年	4,765	2,992	398	868	403
	100.0%	62.8%	8.4%	18.2%	8.5%
		100.0%	13.3%	100.0%	46.4%
平成12年	4,993	3,118	473	993	496
	100.0%	62.4%	9.5%	19.9%	9.9%
		100.0%	15.2%	100.0%	49.9%
平成17年	5,249	3,216	500	1,213	619
	100.0%	61.3%	9.5%	23.1%	11.8%
		100.0%	15.5%	100.0%	51.0%
平成22年	5,204	3,146	531	1,306	671
	100.0%	60.5%	10.2%	25.1%	12.9%
		100.0%	16.9%	100.0%	51.4%
平成27年	5,205	3,139	653	1,392	783
	100.0%	60.3%	12.5%	26.7%	15.0%
		100.0%	20.8%	100.0%	56.3%
令和2年	5,111	3,072	778	1,455	863
	100.0%	60.1%	15.2%	28.5%	16.9%
		100.0%	25.3%	100.0%	59.3%

資料：国勢調査

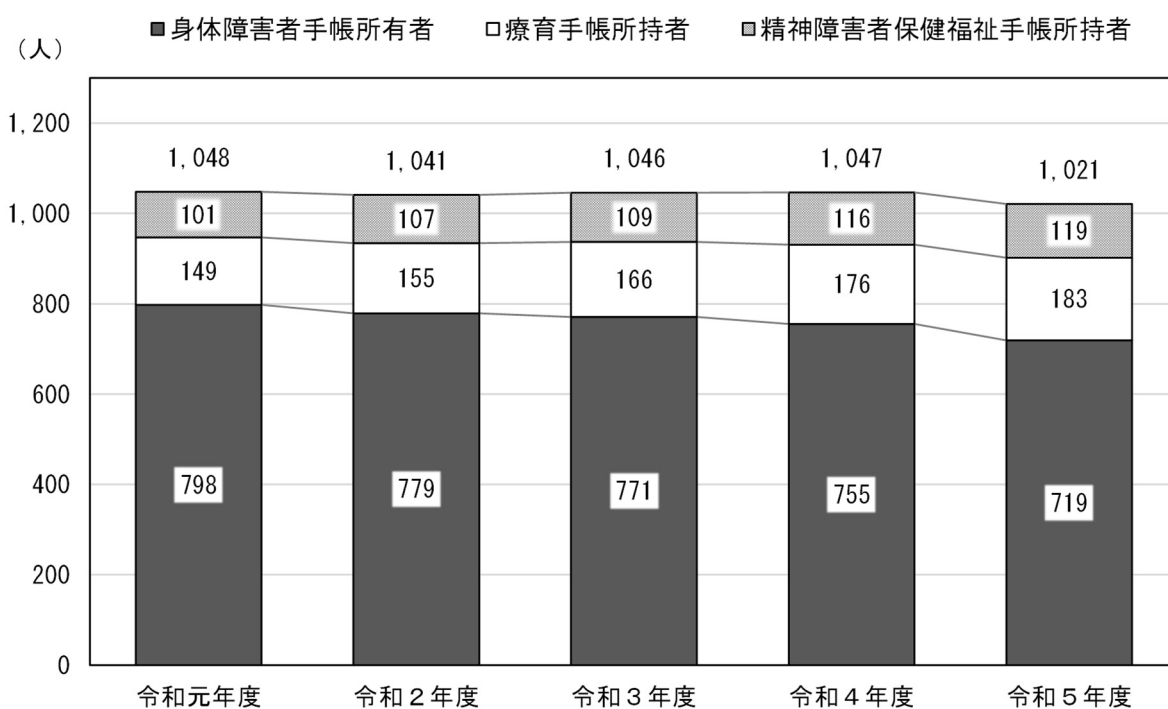
第2節 障がい者手帳所持者などの状況

1 障がい者手帳所持者の状況

令和5年度の障がい者手帳所持者は1,021人（身体障害者手帳所持者719人、療育手帳所持者183人、精神障害者保健福祉手帳所持者119人）となっています。

令和元年度以降の障がい者手帳の推移をみると、「身体障害者手帳所持者」は、減少している一方、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加しています。

< 障がい者手帳所持者数の推移 >



資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数の推移をみると、令和元年度に 798 人であったものが、令和 5 年度には 719 人となり、79 人減少しました。

年代別にみると、18 歳以上が 99.0%を占めています。

障がい程度別にみると、最も重度である 1 級が最も多く、4 級が続いています。令和 5 年度では「1 級と 2 級」が 46.6%、「3 級と 4 級」が 35.1%、「5 級と 6 級」が 18.4%となっており、重度の手帳所持者が高い割合を占めています。

障がい種別にみると、肢体不自由の手帳所持者数が最も多く、令和 5 年度では 398 人で、全体の 55.4%を占めています。次いで、内部障がいの 179 人（24.9%）、視覚障がいの 70 人（9.7%）が続いています。

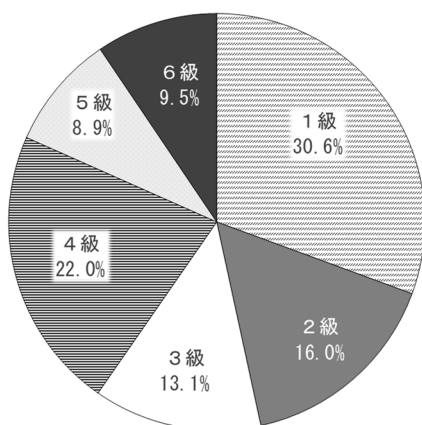
< 身体障害者手帳所持者数の推移 >

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
合計		798	779	771	755	719	100.0%
年代別	18歳未満	10	7	5	6	7	1.0%
	18歳～64歳	184	173	175	162	152	21.1%
	65歳以上	604	599	591	587	560	77.9%
障がい程度別	1級	225	223	225	225	220	30.6%
	2級	140	135	127	120	115	16.0%
	3級	111	106	105	102	94	13.1%
	4級	175	174	175	166	158	22.0%
	5級	76	71	67	68	64	8.9%
	6級	71	70	72	74	68	9.5%
障がい種別	視覚障がい	81	79	78	74	70	9.7%
	聴覚・平衡機能障がい	76	72	70	67	60	8.3%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	14	14	14	11	12	1.7%
	肢体不自由	455	433	422	418	398	55.4%
	内部障がい	172	181	187	185	179	24.9%

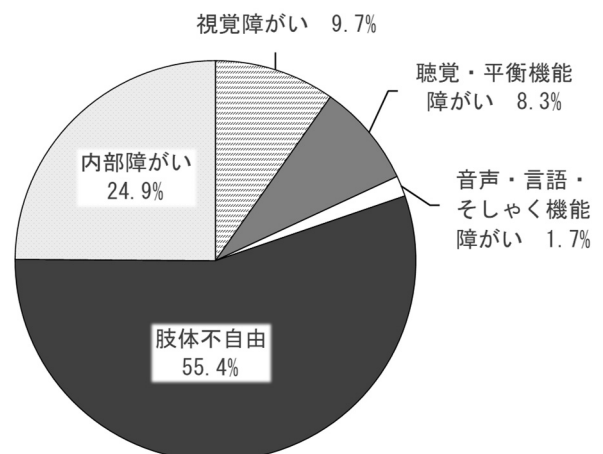
単位:人

資料：健康福祉課（各年 10 月 1 日現在）

< 障がい程度別の割合 >
(令和 5 年)



< 障がい種別の割合 >
(令和 5 年)



3 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数の推移をみると、令和元年度に149人であったものが、令和5年度には183人となり、34人増加しました。

年代別にみると、「18歳～64歳」が60.7%と最も多く、次いで「18歳未満」が25.7%、「65歳以上」が13.7%となっています。

障がい程度別にみると、「A（重度）」よりも「B（中・軽度）」の手帳所持者数の方が多くなっています。令和5年度では、「B（中・軽度）」の手帳所持者が104人で全体の56.8%となっています。

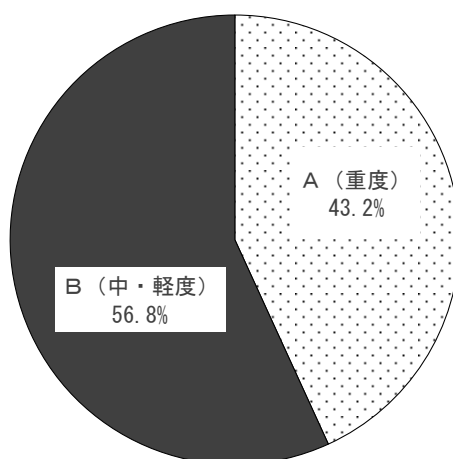
< 療育手帳所持者数の推移 >

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
合計		149	155	166	176	183	100.0%
年代別	18歳未満	26	28	37	46	47	25.7%
	18歳～64歳	105	110	109	106	111	60.7%
	65歳以上	18	17	20	24	25	13.7%
障がい程度別	A（重度）	72	74	77	78	79	43.2%
	B（中・軽度）	77	81	89	98	104	56.8%

単位：人

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

< 障がい程度別の割合 > (令和5年)



4 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移をみると、令和元年度に 101 人であったものが、令和5年度には 119 人となり、18 人増加しました。

年代別にみると、18 歳～64 歳が 86 人で全体の 72.3%を占めています。

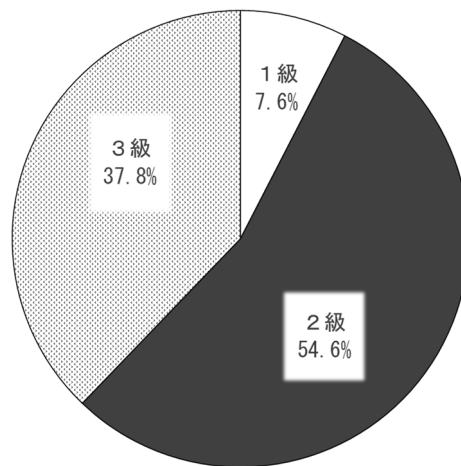
障がい程度別にみると、2級の手帳所持者の割合が最も高くなっています。令和5年度では2級の手帳所持者が 65 人で全体の 54.6%を占めています。

< 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 >

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
合計		101	107	109	116	119	100.0%
年代別	18歳未満	2	2	2	3	4	3.4%
	18歳～64歳	76	80	81	88	86	72.3%
	65歳以上	23	25	26	25	29	24.4%
障がい程度別	1級	7	7	7	8	9	7.6%
	2級	58	62	66	70	65	54.6%
	3級	36	38	36	38	45	37.8%

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

< 障がい程度別の割合 > (令和5年)



自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和元年度に 197 人であったものが、令和5年度には 218 人となり、21 人増加しました。

< 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移 >

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	197	188	185	157	218

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

5 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。例えば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などが難病に該当します。

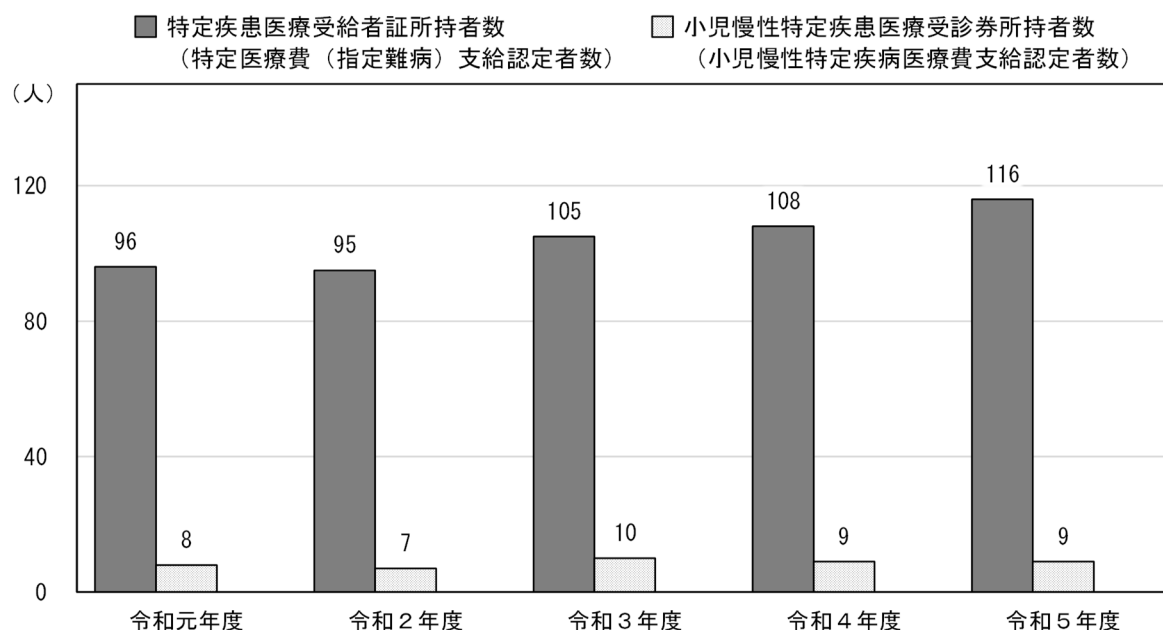
難病のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費補助制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。

医療費助成制度の対象となる指定難病は、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病、令和3年11月から338疾病となりました。また、小児慢性特定疾病は、平成29年4月から722疾病、平成30年4月からは757疾病、令和3年11月から788疾病となりました。

桂川町では、特定疾患医療受給者証所持者数は、令和元年の96人と令和5年の116人を比較すると20人増加しています。また、令和5年の小児慢性特定疾患医療受診券所持者数は、9人となっています。

< 特定疾患医療受給者証所持者数などの推移 >



資料：福岡県（各年度4月1日現在）

第3節 調査からみえてくる現状と課題

1 調査の概要

【関係団体ヒアリング】

調査対象：桂川町手をつなぐ育成会

桂川手話の会

嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会

2 調査結果

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
・地域住民の理解度は驚くほど感じる。もっと知り合いを増やしたい。 ・ふれあいの集いなどの一般の地域の方とのつきあいの機会を持っている。 ・聴覚障がい者への差別や偏見は少なくなった。 ・精神障がい者への偏見は現在も残っている。
2. 安全・安心な生活環境の整備
・バリアフリー化について、かなり改善されている。合理的配慮の完全義務に伴いさらなる進化をして欲しい。 ・必要な施策について、聴覚障がい者やその家族に定期的な聞き取りが必要。 ・精神障がい者の親なき後の交通手段が無くなるのが不安。
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
・意思疎通支援事業や手話ボランティア養成講座への呼び掛け、手話の研修会の開催は、ボランティアだけでは限界がある。行政で対応して欲しい。 ・手話の会の会員の高齢化と減少が問題 ・一般市民の参加する祭りや講演会等に手話通訳依頼のないものがまだある。全てに手話通訳が付くようお願いしたい。また、手話通訳の事前資料の提供が少ない。できるだけ資料をいただけるようお願いしたい。 ・買い物する事業所等で手話の勉強会等を実施されていると生き生きと暮らせる。 ・手話通訳者の通訳料が他市と比較して安い。手話通訳の価値をもっと認めてもらうためにも上げて欲しい。 ・行政が各団体と連携を深め、多くの情報を共有して欲しい。
4. 防災、防犯等の推進
・聴覚障がい者は、災害時の放送等が聴こえないなど心配。 ・聴覚障がい者の緊急避難について、事前に話し合っておく必要がある。手話通訳者を介して一人ひとりの意向を聞き取りして欲しい。 ・避難所では、聴覚障がい者は言いたいことが伝わらず、状況がわからないので不安。日本語が言語でないろうあ者にとって筆談は合理的配慮とはいえないので、手話のできるスタッフが必要。

4. 防災、防犯等の推進（つづき）
・精神障がい者は、災害時に一人では行動できない場合があるので、事前に状態把握をして頂きたい。避難訓練等の体験を一度させてもらうと良い。一人ひとりの希望も聞き入れた支援内容となるよう事前に本人の思いを傾聴する姿勢で把握に努めて欲しい。 ・精神障がい者は、避難所で周囲が騒がしいと状態が悪化する傾向があるので、できるだけ個室の要素を取り入れた場所になるように考慮していただきたい。 ・精神障がい者の避難においては、行政・福祉・医療関係者によるチームワーク（情報交換）が大事。
5. 保健・医療の充実
・病院の通訳依頼のないろうあ者がいる。きちんと意思疎通ができているのか不安。 ・精神障がい者の夜間の相談先の確保が必要。 ・障がいを1つの病気と理解して頂き、一人ひとりの障がい者・家族の思い苦しみをどう社会へ展開していくかに焦点を合わせて頂きたい。まずは、障がい者本人・家族の気持ちをゆっくりと聞く姿勢から取組をお願いしたい。 ・精神障がいの医療費について受給資格が厳しく金銭的困窮者が多くみられることから、精神科以外の診療費や等級による受給資格について、他の障がい者と同等の内容に改善して欲しい。 ・精神障がい者の受診時に専門家による問診を兼ねた聞き取り（談話）時間を各病院に診療科目として設定してもらいたい。
6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
・町の手話ボランティアや手話通訳者が他市に比べて育っていない。手話言語条例の制定を急ぐ必要がある。 ・高齢のろうあ者で介護サービスを受けていない方の生活習慣等に不安を感じる。定期的な聞き取りが必要。 ・現状ではグループホームの運営目標について施設ごとに異なるため、行政によって「入所者1人1人が地域での自立生活を確保できるように」と定めて欲しい。 ・基幹相談支援センターに多種多様な専門家を多数配置し、機能的な相談体制の構築をお願いしたい。 ・精神疾患患者の各支援を利用する時、本人の承諾がない場合でも、家族支援として支援が受けられるよう対策をお願いしたい。 ・空き家・公民館等の積極的な活用で、地域・集落に1つサロンの施設を整備して、高齢者、障がい者枠でなく、一般的な地域交流の場としての提供を促進して欲しい。
7. 教育の振興
・精神疾患の発症年齢が中学生からみられ低年齢化しているため、小学校の低学年から人の心と体について教える必要がある。
8. 雇用と就業、経済的自立の支援
・就労支援体制について、精神障がい者本人の思いを反映した目標を設定し、それを4～5段階などに分けた段階支援として欲しい。本人のペースで目標達成までの経過をチーム力で進めること。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第6次桂川町総合計画を踏まえ、本計画の基本理念を次のように設定します。

**互いに理解し 支え合い ともに生きる
誰もが健幸なまち**

※「互いに理解し 支え合い ともに生きる」は、第2期計画の基本理念

町民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員としてお互いを理解し、社会活動・経済活動・文化活動などあらゆる分野の活動に参加し、支え合ってともに生きることができるまちを目指します。

そして、すべての人が健康でこころから生きる喜びを感じられるまちづくりを目指します。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、次の4つの柱を設定します。

基本目標1 認め合い、権利を守るまちづくり

障がいへの理解と差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止により、お互いを認め合い、権利を守るまちを目指します。

基本目標2 ともに支え合うまちづくり

障がいのある人の情報伝達と意思疎通支援、保健・医療の充実、生活支援・福祉サービスの充実等により、ともに支え合うまちを目指します。

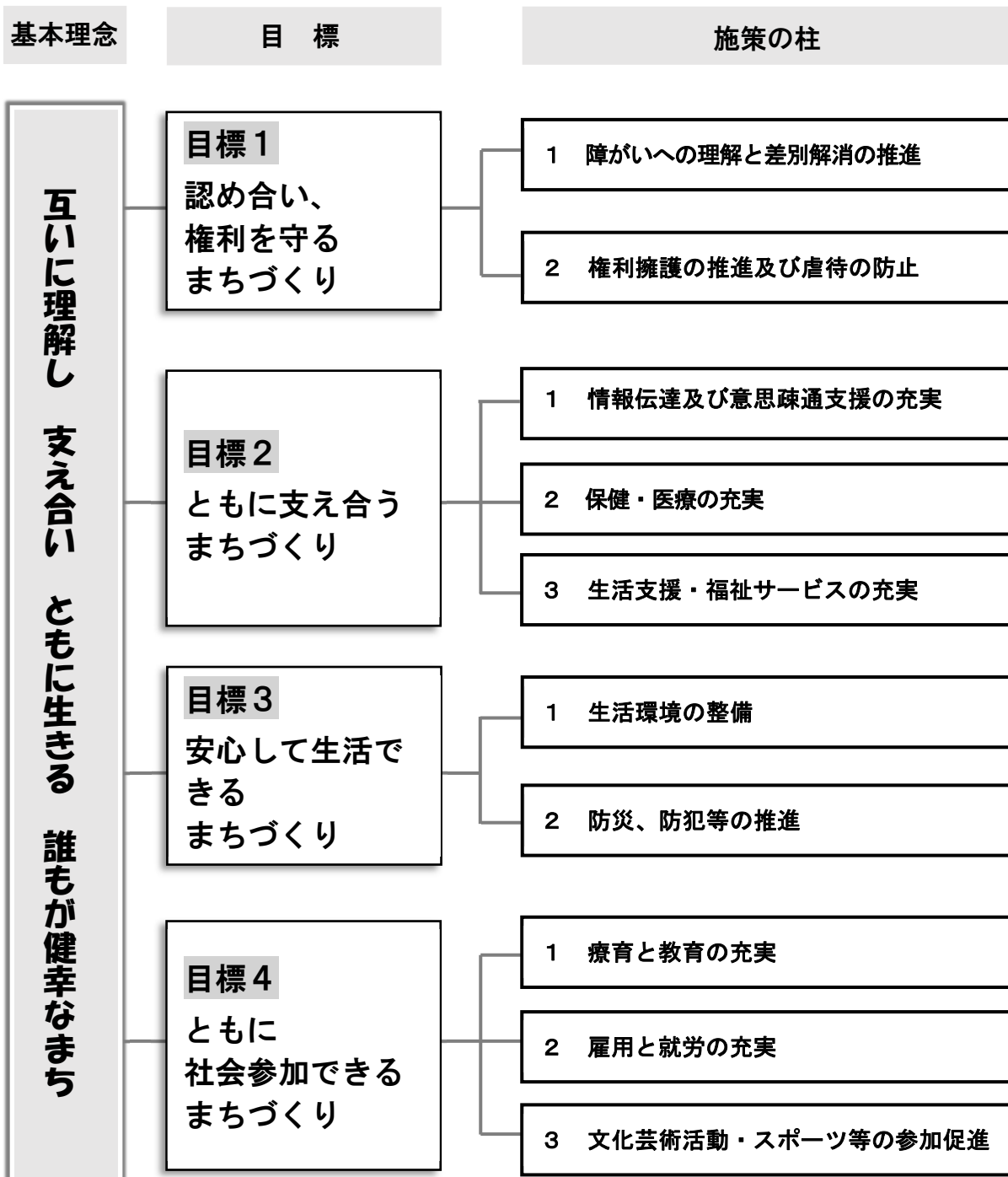
基本目標3 安心して生活できるまちづくり

住宅・住環境や建築物・公共空間等のバリアフリー化などの生活環境の整備を進め、防災対策の推進等により、安心して生活できるまちを目指します。

基本目標4 ともに社会参加できるまちづくり

療育と教育の充実、雇用と就労の充実、文化芸術活動・スポーツの参加促進により、ともに社会参加できるまちを目指します。

第3節 施策の体系



第4章 取り組んでいく施策

第1節 認め合い、権利を守るまちづくり

1 障がいへの理解と差別解消の推進

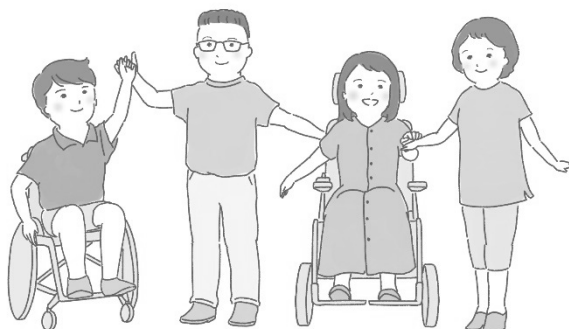
社会生活のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を幅広く実施します。

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

番号	施策名	内 容
①	広報・情報媒体の活用	住民や事業者などが、障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を深めるために、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。
②	講演会やイベントの開催	障がいや障がい福祉に関する理解を深めるための講演会やイベントの開催に努めます。
③	人権教育や福祉教育の推進	幼児教育や学校教育において、人権教育や福祉教育を進めます。

(2) 障がいを理由とする差別解消の推進

番号	施策名	内 容
①	障害者差別解消法の効果的な広報啓発等	障害者差別解消法について、効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制の整備に取り組み、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
②	障害者雇用促進法に基づく均等な機会や待遇の確保等	均等な機会や待遇の確保、障がいのある人の能力が有効に発揮できるための取組を促進します。



2 権利擁護の推進及び虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等の法律」等の適正な運用により障がい者虐待を防止し、障がい者の権利擁護の取組を推進します。

(1) 人権や権利を擁護するための取組の推進

番号	施策名	内 容
①	相談体制の充実	障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。
②	障がい者虐待防止センターの機能の強化	障がい者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、虐待の防止や早期発見などを進めます。
③	成年後見制度の啓発と促進	関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。
④	日常生活自立支援事業の啓発と促進	判断能力が十分ではないため適切なサービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進を図ります。
⑤	福祉サービス利用者の権利擁護・福祉サービスの向上	福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携し解決に努めながら、福祉サービス利用者などの権利擁護および福祉サービスの向上に努めます。

(2) 行政サービスにおける権利擁護の推進

番号	施策名	内 容
①	職員を対象とした研修の実施	町職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
②	役場の事務事業の実施における合理的配慮	障がい者差別解消法に基づき、役場における事務や事業の実施において、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
③	コミュニケーション支援に配慮した取組	役場ならびに町が所管する行政窓口において、コミュニケーション支援に配慮した取組を進めます。
④	障がいの特性に応じた情報の提供	障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについて、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用します。 町のホームページについて、文字拡大機能や背景色変更機能などを強化しながらわかりやすい情報提供を行います。
⑤	投票環境の向上	投票所での段差解消など、投票環境の向上に努めます。

第2節 ともに支え合うまちづくり

1 情報伝達及び意思疎通支援の充実

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスできるように取り組むとともに、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 情報提供の充実

番号	施策名	内 容
①	情報提供の充実	町の広報紙やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

(2) コミュニケーション支援の充実

番号	施策名	内 容
①	手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣事業の推進	手話通訳者や要約筆記者などの養成・派遣事業を進めます。
②	コミュニケーション支援に配慮した取組	役場ならびに町が所管する行政窓口において、コミュニケーション支援に配慮した取組を進めます。
③	情報保障に基づく配慮	広く町民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
④	情報提供のバリアフリー化	町の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、町政に関する情報を取得することができるよう、情報提供のバリアフリー化を進めます。
⑤	障がい者のＩＣＴ機器利用拡大、活用能力の向上	障がい者の情報取得や意思疎通を支援するために、障がい者へのＩＣＴ機器の紹介や利用相談、ＩＣＴ機器の操作の支援を行うパソコンボランティア等の養成・派遣を検討します。

2 保健・医療の充実

障がいの早期発見、予防・治療に取り組む医療、連携体制の充実を図ります。また、精神保健・医療の適切な提供を図り、難病患者などへの支援の充実を図ります。

(1) 障がいの早期発見体制の充実

番号	施策名	内 容
①	母子保健事業や保育・教育活動における体制の充実	乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などでの保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関と連携を強化しながら早期療育につなげます。
②	個々に応じた相談支援	障がい受容の観点などから、児童や保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいに進めながら、適切な療育支援につなげます。
③	新生児聴覚検査体制の整備	聴覚障がいは早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるため、新生児を対象とした新生児聴覚検査を実施する体制の整備を図ります。

(2) 障がいの原因の疾病等の予防・治療

番号	施策名	内 容
①	各種検診の受診や健康教育・相談の実施	障がいの悪化や原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種検診（がん検診など）の受診や健康教育、健康相談などを実施します。
②	健康づくりの支援	障がいのある人の健康づくりを支援するため、本人や家族などに対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。

(3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実

番号	施策名	内 容
①	保健・医療サービスの体制づくり	障がい者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえつつ、障がいのある人が、身近な地域で、いつでも必要かつ適切な切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら体制づくりに努めます。
②	障がいの程度に応じた治療や訓練の提供	地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、地域におけるリハビリテーション体制の充実に努めます。
③	歯科疾患の予防による口腔の健康の維持・増進	定期的な歯科検診の受診や歯科医療を受けることが困難な障がい者への歯科疾患の予防等による口腔の維持・増進を図ります。

(4) 精神保健・医療の適切な提供

番号	施策名	内 容
①	講演会や広報活動による普及啓発	精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。
②	精神疾患の早期受診と医療機関の連携促進	うつ病などの精神疾患の早期受診と早期発見の重要性についての普及啓発や相談支援の充実に努めるとともに、精神科医療機関と他の医療機関との連携を進めます。
③	精神疾患の未受診・治療中断者等への支援	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や医療機関などの関係機関、ならびに相談支援事業所などとの連携を強化し、未受診や治療中断者など、きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人やその家族への支援策のさらなる充実に努めます。
④	地域活動支援センターや相談支援事業所による支援	地域活動支援センターや相談支援事業所などによる利用者への日常的なかかわりや、土日休日や夜間の対応など、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。
⑤	精神科病院の入院者の訪問支援	精神科病院における医療保護入院者などの孤独感等を防ぐため、入院者訪問支援員の精神科病院への訪問、権利擁護を図ります。

(5) 難病患者などへの支援の充実

番号	施策名	内 容
①	専門的な情報提供や相談支援の強化	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携し、また、医療機関と協力しながら、専門的な情報提供や相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「福岡県難病相談・支援センター」につなぎます。
②	地域ケア体制の充実	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。
③	医療的ケア児およびその家族への包括的な支援	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月施行）に基づき、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。
④	小児慢性特定疾病児童の相談支援の充実	小児慢性特定疾病児童等における社会生活を行う上での自立を促進するために相談支援等の充実を図ります。



3 生活支援・福祉サービスの充実

障がい者本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。また、個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるようにサービスの充実を図り、入所から地域生活への移行支援の充実を図ります。

(1) 意思決定支援の推進

番号	施策名	内 容
①	意思決定支援の実践	相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。

(2) 相談支援体制の構築

番号	施策名	内 容
①	相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、町内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。
②	専門職の連携強化	相談支援に関わる町職員の専門的知識の充実や適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。
③	相談支援の環境づくり	役場だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、障がいのある人やその家族による相談活動の取組を支援するなど、障がいのある人がより相談しやすい環境づくりを進めます。

(3) 生活支援サービスの充実

番号	施策名	内 容
①	日中活動の場や機会の充実	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。

②	生活援助の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保と、金銭管理などの生活援助の充実を図ります。
③	移動支援の充実	障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。
④	生活保護制度や生活困窮者支援制度の運用	地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。
⑤	家族介護者に対する支援	障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。
⑥	ヤングケアラー等の障がい者の家族支援の負担軽減	ヤングケアラーによる障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等の情報提供による必要な支援につなげるとともに、こども等における負担軽減を図るための障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。
⑦	ピアサポートの推進	発達障がい児やその家族の支援を強化するために、地域生活支援事業の活用によって、同じ課題や環境を体験する人の支援（ピアサポート）を推進します。
⑧	人材の育成・確保	障がいのある人の生活や就労などの支援を担う専門職について、その重要性や役割、養成の場や機会などに関する情報提供の充実を図りながら、人材の育成や確保のための取組を進めます。

（４）地域生活への移行支援の充実

番号	施策名	内 容
①	移行支援の充実	住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援を進めます。

第3節 安心して生活できるまちづくり

1 生活環境の整備

障がい者が安全に安心して生活できる生活環境の実現を図るため、障がい者の利用しやすさやアクセシビリティに配慮して、建築物・公共空間、公共交通のバリアフリー化を推進します。

(1) 住宅・住環境整備の推進

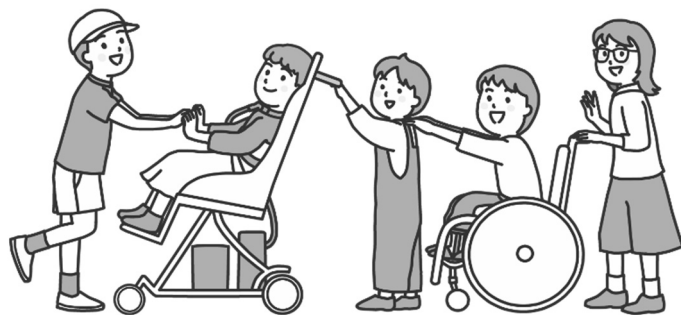
番号	施策名	内 容
①	住宅のバリアフリー化の推進	新設される公営住宅をバリアフリー化で対応していくとともに、住戸改修の際にも可能な限り、新設のバリアフリー設計と同様の仕様とするように努めます。
②	環境整備に関する相談支援	障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。
③	グループホームから地域生活への移行の支援	グループホームから一人暮らし等の自立した日常生活への移行を希望する入居者へ、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を行います。

(2) 建築物・公共空間のバリアフリー化

番号	施策名	内 容
①	建築のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設や民間施設の建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。
②	小規模店舗のバリアフリー化促進	バリアフリー法施行令の改正（令和3年10月1日施行）に基づき小規模店舗のバリアフリー化の促進を検討します。
③	公共の場における福祉環境の広報啓発活動の強化	点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、利便性が高い場所に余裕を持った適切な駐車スペースの確保を進めます。
④	地区公民館のバリアフリー化の支援	障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー化を支援します。
⑤	バリアフリーマップの作成と促進	町内のバリアフリー情報を掲載したバリアフリーマップを作成し、適宜更新しながら、周知、活用を促進するとともに、バリアフリーに関する意識の向上を図ります。

(3) 公共交通のバリアフリー化

番号	施策名	内 容
①	公共交通のバリアフリー化	JR桂川駅周辺、バス停等におけるバリアフリー化を推進します。



2 防災、防犯等の推進

災害発生時における障がい特性に配慮した情報提供や避難支援を実施し、避難所の確保、福祉サービス継続の取組を推進します。また、防犯対策の取組を推進します。

(1) 防災対策の推進

番号	施策名	内 容
①	災害時情報伝達の多様化及び周知	災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、ファックスや電子メールなどの電子媒体の活用など、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。
②	避難行動要支援者の把握	災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちについて、災害が起きた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。
③	避難訓練の実施	災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所などと、町の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域における支援体制の確立に努めます。
④	災害時避難所としての民間福祉施設活用	災害時に一般避難所での生活が困難な障がいのある人の受け入れ先として、民間福祉施設が活用できるよう、施設側との協議を進めます。
⑤	日常的な見守り・声かけ活動	見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取組を支援します。
⑥	障がい者のハザードマップの活用支援	障がい者のお住い周辺の災害の危険度や避難経路等に関する情報をハザードマップから得るための支援を検討します。
⑦	簡易自家発電装置等の貸し出し	人口呼吸器使用患者が使用する人口呼吸器が長期停電時に稼働できるように、簡易自家発電装置の貸し出しを検討します。

(2) 防犯対策の推進

番号	施策名	内 容
①	防犯活動の充実	障がいのある人が振り込め詐欺などの消費者被害や街頭犯罪などの、いわゆる悪徳商法の被害にあわないよう、警察などと連携しながら防犯対策の強化を進めるとともに、出前講座などを開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。

第4節 ともに社会参加できるまちづくり

1 療育と教育の充実

障がいのある幼児、児童・生徒に対して、発達段階に応じた適切な療育・教育支援を行うとともに、教育環境の整備を推進します。

(1) 就学前から就学期における相談支援体制の充実

番号	施策名	内 容
①	相談支援体制の充実	就学前から就学期における一貫した関りと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につなげます。
②	専門的な相談支援の体制づくり	発達障がいなど、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、関係機関と連携を強化しながら専門的な相談支援ができる体制づくりを進めます。

(2) 療育の場と機会の充実

番号	施策名	内 容
①	療育の場・機会の確保	障がいのある子どもの育児にかかる相談体制の充実に努めるとともに、より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などの協力を得ながら、療育の場や機会の確保に努めます。
②	学齢期における療育の場・機会の確保	学齢期に入ってからでも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を得ながら、療育の場や機会の確保に努めます。

(3) インクルーブ教育システムの推進

番号	施策名	内 容
①	保育所・幼稚園における受け入れの促進	ともに育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。
②	学びの環境づくり	学齢期において、ともに学ぶ環境づくりを進めます。

③	特別支援教育の充実	障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。
④	小中学校教職員研修の充実	発達障がいなど、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。
⑤	交流の機会づくり	学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けます。
⑥	いじめ等の防止や早期発見	「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月）等を踏まえ、障がいのある幼児、児童、生徒が関わるいじめ等の防止や早期発見等の措置を講じます。

（４）学校における進路指導・就労指導の充実

番号	施策名	内 容
①	成長段階に応じた適切な指導の充実	障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。

（５）教育環境の整備

番号	施策名	内 容
①	学校教育施設のバリアフリー化の推進	障がいのある子どもが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、トイレの洋式化、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化や、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所として利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。また、自家発電設備を含む防災機能の強化を図ります。

2 雇用と就労の充実

障がい者の自立した生活を営むために、就労希望のある障がい者がその特性に応じて能力を十分に発揮できるように就労支援を推進し、多様な就業の機会を確保します。

(1) 就労支援の推進

番号	施策名	内 容
①	雇用促進と働きやすい職場環境づくりのための啓発活動	国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを進めるため、住民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。
②	就労支援体制の強化	事務所への就労や就労移行支援など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援を進めていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、事業所への働きかけを進めます。

(2) 就労に関する総合的な相談機能の充実

番号	施策名	内 容
①	就労に関する情報提供や相談支援の体制づくり	障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりを進めます。
②	就労に関する相談機能の充実	相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。
③	就労アセスメントの推進	障害者総合支援法に基づく就労選択支援を活用し、障がい者の希望、就労能力や適性に合った選択を支援します。また、事業者との調整を図りながら一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用を図ります。

(3) 雇用・就労機会の拡充

番号	施策名	内 容
①	事業所・団体に対する支援	町内において障がいのある人の雇用を推進している事業所や団体を支援の取組を検討します。
②	町職員採用選考試験の実施	計画的な町職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間事業所に率先して障がいのある人たちの雇用の推進に努めます。

(4) 福祉的就労の場の充実

番号	施策名	内 容
①	福祉的就労の場などの充実	身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。
②	障がい者就労施設への支援	就労継続支援 B 型事業所や地域活動支援センターの障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、障がい者就労施設が関わる物品の販売などを支援します。



3 文化芸術活動・スポーツ等の参加促進

障がい者の生活と社会活動を豊かにするために、障がい者が文化芸術活動を行うことができる環境の整備、活動を支援する人材の育成を図ります。また、障がいの有無にかかわらずスポーツに親しむことができる環境の整備を推進します。

(1) 地域での交流機会の充実

番号	施策名	内 容
①	交流に対する取組への支援	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取組を支援します。
②	地域住民への協力の啓発	気にかかる人に対し、隣近所でお互いに協力し合いながら見守っていくなど、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

番号	施策名	内 容
①	条件整備や支援人材育成の充実	障がいのある人が、さまざまなスポーツ・文化活動、町が実施する行事やイベントなどに参加できるよう、条件整備や支援人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。
②	生涯学習の機会の整備	障がいのある人たちの社会参加を進めるため、スポーツ・文化活動などに関する各種教室を開催するとともに、生涯を通じて学習できる機会を整えます。
③	文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備	障害者差別解消法改正法により、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことができる環境づくりに取り組みます。特に、障がい者の文化芸術活動に対する支援や、障がい者の優れた芸術作品の展示等の推進等を検討します。
④	スポーツに親しめる環境の整備	障がい者が地域において、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等を行い、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。

(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援

番号	施策名	内 容
①	活動に対する情報発信の支援	障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。
②	団体への活動支援	障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら、団体の運営費や福祉大会などへの参加補助などにより、活動を支援します。

(4) ボランティアの育成と活動の支援

番号	施策名	内 容
①	ボランティア活動に関する情報提供の充実	障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。
②	ボランティアの人材育成の充実	障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などに関わるボランティアの育成について、関係機関と協力しながら進めます。
③	ボランティア活動団体への支援	障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などに関わるボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。

第5章 計画の推進のために

第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、健康福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係部署との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を進めます。

第2節 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

第4節 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進し、共生社会を実現するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現を進めます。

資料編

1 桂川町障害者施策推進協議会規則

平成 20 年 9 月 24 日

規則第 14 号

改正 平成 24 年 3 月 23 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、障害者福祉に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、桂川町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 障害者福祉計画の策定及び推進並びに障がい福祉計画の推進に関すること。
- (2) 障害者に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 障害者施策等の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障害者(児)福祉団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認められる者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、初回の任期は、平成 21 年 3 月末日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 協議会は、第 2 条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 3 号)

この規定は、公布の日から施行し、平成 23 年 6 月 30 日から適用する。

2 協議会委員名簿

選出団体等名	役職名	氏 名	備 考
桂川町社会福祉協議会	会 長	田 中 光 朗	会 長
桂川町議会	文教厚生委員会委員	吉 川 紀代子	副会長
桂川町民生児童委員協議会	民生委員・児童委員	中 嶋 淑 恵	
桂川町身体障害者福祉協会	会 長	芳 中 リツ子	
桂川手話の会	顧 問	右 田 よう子	
桂川町手をつなぐ育成会	会 長	田 中 千津代	
桂川町教育委員会	教育委員	新 宮 鈴 香	
桂川町区長会	区 長	池 部 稔	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	亀 崎 満	
飯塚公共職業安定所	統括職業指導官	宮 川 和 弘	

3 計画策定の経緯

開催日	会 議	内 容
令和5年 9月 7日	第1回協議会	計画の策定方法についての説明
令和5年 12月 26日	第2回協議会	計画骨子案の協議
令和6年 1月 23日	第3回協議会	計画素案の協議
令和6年 2月 9日 ～ 2月 22日		パブリックコメント

4 用語解説

あ行

■一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

■医療的ケア児

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為が必要な18歳未満の障がい児のこと。

か行

■筋萎縮性側索硬化症（ALS）

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

■共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

■グループホーム

障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。

■権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

■合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

さ行

■ 災害対策基本法

国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

■ 児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の子どものニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置付けられている法律。

■ 社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができない）。

■ 社会モデル

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考えられる。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、たとえば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

■ 就労移行支援

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

■ 就労継続支援B型事業所

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスを提供する事業所。

■手話通訳者

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

■障害者基本計画

障害者基本法第 11 条に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられている。

■障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

■障害者権利条約

平成 18 年（2006 年）12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、「(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重、(b) 無差別、(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容、(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、(e) 機会の均等、(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ、(g) 男女の平等、(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性（アイデンティティ）を保持する権利の尊重」を一般原則とし、「障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全実現することを確認し、及び促進すること」を一般的義務とする。なお、日本は平成 19 年（2007 年）に署名、平成 26 年（2014 年）に批准した。

■障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

■障害者雇用促進法

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

■ 障害者差別解消法

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを経由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を経由とする差別の解消の推進に関する法律」。

■ 障害者自立支援法

障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

■ 障害者総合支援法

障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

■ 障害者文化芸術推進法

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

■ 障害者優先調達法

国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じるよう定めた法律。

■ 障がい福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

■ 小児慢性特定疾病医療受給者証

小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。小児慢性特定疾病医療費助成制度とは、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童などで、その疾病の程度が一定程度以上である児童などの保護者に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

■ 自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

■ 身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

■ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

■ 地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

■ 特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

■ 特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

■ 難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱において、難病は、(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

■ 難病相談支援センター

難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者およびその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的に都道府県が設置する機関。難病の患者に対する医療等に関する法律において法定化されている。

■ 難病の患者に対する医療等に関する法律

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

■ 日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

■ 日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

■パーキンソン病

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

■発達障害者支援法

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置付けを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■バリアフリー法

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設および車両など、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物の構造および設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。

■バリアフリーマップ

障がいのある人や高齢者、小さな子ども連れの人など、誰もが、安心して気軽に外出することができるよう、主要な公共施設や民間施設のバリアフリー情報をまとめたマップ。

■避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

■福祉的就労

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

■補装具

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車椅子が有名。肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

や行

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設設備や製品などをデザインする考え方。

■要約筆記者

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

■リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

■療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

桂川町第3期障がい者計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 桂川町 健康福祉課 福祉係

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

TEL : 0948-65-0001

FAX : 0948-65-0078

E-mail : fukushi@town.keisen.fukuoka.jp



桂川町